



第45回 保険(学資保険)と税金

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



昨年10月に夫が死亡し、私に死亡保険金(2,000万円)と入院給付金(100万円)が払われました。

夫は、学資保険にも加入しており、夫(契約者)の死亡により特約で保険料免除のほか、養育年金が支給されます。また、お祝い金や満期金も支給されるようです。

契約者・受取人とも夫でしたので、受取人等を変更する必要があります。受取人により税金が変わると聞きました。受取人は誰にしたらいいのでしょうか。



今日は学資保険に関するご質問ですね。保険について今までに3回ご質問をいただいております。重複してしまうかもしれませんが、保険と税金について復習しましょう。

1. 保険金の課税関係

保険金は保険事故、保険料負担者、保険金受取人が誰であるかによってかかる税金が異なります。

保険事故が死亡の場合と満期等の場合に分けてご説明します。

(1)死亡の場合の課税関係…(図1参照)

イ 保険料負担者=被保険者の場合(図1①)

どなたが受取人でも相続税の対象となります。ただし、受取人が相続人の場合は、次の金額までが非課税となります。

500万×法定相続人数(非課税限度額)

ロ 保険金の受取人=保険料負担者≠被保険者(図1②)

この場合は所得税の対象になります。一時金で受領

する場合は一時所得、年金方式で受領する場合には雑所得となります。

所得金額の計算方法は次のとおりです。

▶一時所得

$\{(保険金 - 支払保険料) - 50万\} \times \frac{1}{2}$

▶雑所得

$年金額 - 一年金額 \times (総払込保険料 / 総受取年金額)$

ハ 保険料負担者≠被保険者≠受取人(図1③)

保険料負担者からの贈与とみなされ、贈与税の対象となります。

贈与税は、一般的には1月1日から12月31日までに受贈した額の合計額から基礎控除110万円を控除した額に税率を掛けて計算されます。

$(保険金 - 110万) \times 税率$

(2)満期等の場合の課税関係…(図2参照)

イ 保険料負担者=保険金の受取人(図2①)

この場合は所得税の対象となります。受け取り方により一時所得又は雑所得になります。

ロ 保険料負担者≠保険金の受取人(図2②~④)

保険料負担者からの贈与とみなされ、贈与税の対象となります。

2. 保険の権利に対する課税関係

保険料負担者が、保険事故発生前に亡くなられた場合、保険契約に対する権利が保険料負担者からの相続又は遺贈とみなされて相続税の対象となります。

図1：死亡の場合

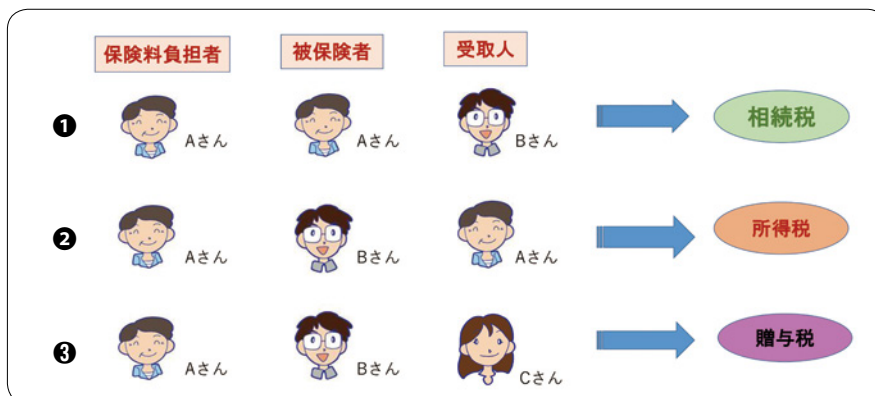
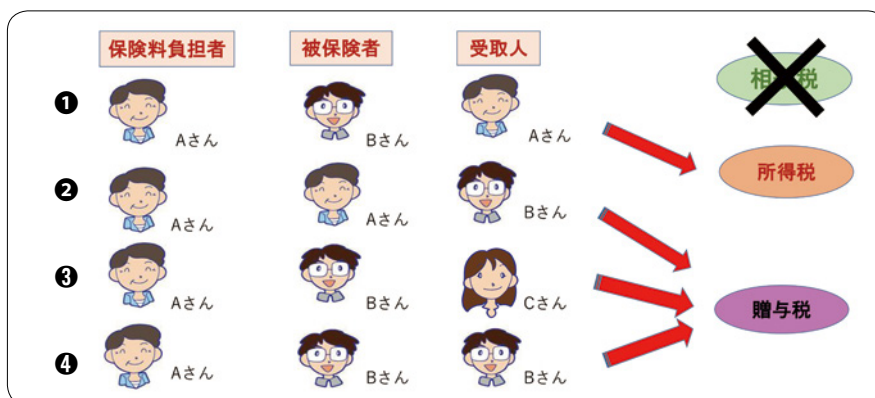


図2：満期等の場合



権利の額は、死亡日における保険契約の解約返戻金相当額になります。

3. ご質問の場合

(1)学資保険のお祝い金は、被保険者であるお子様の生存を保険事故としています。したがって、ご主人がお亡くなりになった時点では保険事故が発生していない保険となりますので、解約返戻金相当額が相続税の対象となります。

(2)一方、養育年金は、契約者の死亡を保険事故としているので、ご主人の死亡により年金受給権(年金を受け取る権利)が発生し、この権利が相続税の対象となります。

また、実際に年金を受給すると雑所得の対象となりますが、相続等で権利を取得した年金の場合は、一部が非課税となります。

(図3参照)

(3)お祝い金や満期金の受取人を誰にしたらいい

いかというご質問でしたが、受取人は奥様でもお子さんでも保険金にかかる税金は変わりません。ただし、所得税は給与所得などの他の所得と合算して税額が計算されるので納める税金は、お子さんが受取人の方が安いかもしれません。

図3：雑所得の課税部分と非課税部分
(支給期間10年とした場合)

